

最高裁判所 御中

飯塚事件の再審開始決定をもとめる要請書

「人の命を奪っておいて理由を曖昧にしないでください。」

これは、飯塚事件で死刑執行された亡久間三千年氏の夫人の叫びです。

この叫びは、死刑判決確定から20年、死刑執行から18年になる今日でも、国民の中に「死刑判決に間違いはないのか?」「死刑執行された久間三千年さんは真犯人だったのか?」という疑問の声となって渦巻いています。

再審を開始して、「通常人ならば誰でも疑いをさしはさまない程度に真実らしいとの確信を得させる」(最高裁1958,8)理由を明らかにしてください。

福岡高裁は、新証拠(証言)に信用性はない、と再審開始理由の有無の評価をすることなく請求を棄却しました。裁判を受ける権利(憲法37条)の侵害です。

そもそも確定死刑判決には、久間さんを有罪とする直接証拠も間接証拠もなく、情況事実を「総合」したもので、そこに新証拠を加えると判決の根幹である、誘拐現場と八丁峠での目撃供述に「合理的疑い」が生じることは明らかなです。さらに、弁護団に証拠開示があれば一層明らかになることも明白です。

第1次再審決定は、DNA型鑑定の信用性を否定しても、他の情況事実で「合理的疑いを超えた高度の立証」がされている、としました(福岡地裁14年3月)。再審で、「高度に立証」された事実を国民に明らかにしてください。

最高裁が、情況事実だけの脆弱な証拠の死刑判決に対する遺族からの再審請求に、「良心」(憲法76条3項)、「自己内心の良識と道德感」(最高裁1948年11月)を発揮され、再審開始決定をだされるよう要請します。

2026年 月 日

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

【送付先】 810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403 TEL・FAX 092-713-0144  
飯塚事件の再審をもとめる福岡の会 日本国民救援会福岡県本部